

令和3年度熊本県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

1 現状

本県では、平成20年度以降、主食用米の作付が生産数量目標を下回り、令和2年産米では、主食用米の作付目安面積33,133haに対して、作付面積が32,078haと、1,055ha下回っています。

今後、西日本有数の主食用米生産県として需要に応えるため、国の需要情報を活用し、主食用米の生産振興を図る必要があります。

2 推進上の課題

(1) 消費拡大、需要拡大の取組

主食用米の消費拡大を進めるとともに、米粉用米・飼料用米については、学校給食や畜産農家などに対する更なる需要拡大を図ります。また、用途ごとに求められる品質を詳細に把握し、供給先が期待する品質の米づくりを徹底します。

(2) 農地利用の促進

農地中間管理機構などによる担い手（法人経営、地域営農組織、大規模家族経営など）への農地の集積と集約化を進め、効率的・安定経営に向けた農地利用を促進します。

(3) 生産コストの削減

何れの用途においても、収量向上とコスト削減が不可欠であるため、その実現に必要な品種選定、作付けの団地化、合理的作付け体系、効率的栽培管理等を徹底するとともに、用途にあった効率的な流通体系を確立し、流通コストの削減を進めます。

(4) 需要に応じた生産・流通・利用体制の構築

需要に応じた生産・流通・利用体制を構築するため、既存の乾燥調製施設等の再編合理化を進めるとともに、異品種混入防止対策の徹底を図ります。また、再編整備が完了した地域では、整備した施設を広域流通拠点として乾燥調製コストの削減や実需者への安定供給を図ります。

なお、施設整備等は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」等を活用していきます。

- ①多収品種の種子の確保と地域条件に応じた省力低コスト栽培技術の導入
- ②異品種混入防止のための乾燥調製施設の再編整備
- ③飼料用米の低コスト流通体制構築に向けた集荷・保管等の施設整備

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

1 適地適作の推進

本県は、海岸島嶼や干拓地の温暖な気候から阿蘇・上益城地域の夏期冷涼な気候の中で、それぞれの地域の気象条件を活かして各種野菜、果樹、花き・花木が生産されており、今後も適地適作を基本に水田農業における高収益作物の生産を進めていきます。

2 収益性・付加価値の向上への取組

高収益作物への計画的な転換を図るため、水田農業高収益化推進プロジェクトチームを設置し、産地における水田農業の高収益化を推進します。

また、地理的表示制度を活用したブランド化による有利販売や、県南フードバレー構想と連動した加工食品の開発など付加価値向上への取組を進めていきます。

3 新たな市場・需要の開拓

野菜（いちご、トマト）を中心に、主にアジア圏への輸出が行われており、今後もアジア圏を主なターゲットと位置付け、その他の品目と合わせて輸送試験、商談会、現地プロモーション等による輸出の拡大に向けた取組を行っていきます。

4 生産流通コストの低減

生産性向上のために「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」等を活用し、施設整備を進めていきます。

また、出荷量を平準化するための栽培技術普及や市場への正確な出荷情報が提供できる体制整備の支援、日持ち性向上対策品位管理認証制度など流通コスト低減や品質向上への取組を行っていきます。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本県では地域営農組織は、認定農業者などと同様に本県農業の重要な担い手として位置付けており、農地を守り地域の農業を支えるため、特に担い手の少ない地域を中心に引き続き組織設立を支援します。また、年間を通じた仕事の創出や農地の有効利用のため、収益性の高い新規作物の導入を支援します。

水田の利用状況や農業者の営農体系を点検し、高収益作物を栽培している施設園芸や畑作が定着している水田など今後も水稲作に活用される見込みがない水田については、地域の実情にも配慮しつつ、重点支援期間における畑地化支援を活用し、畑地化を推進していきます。また、農地の排水性の改善や集積等に計画的に取り組み、畑作物の本作化を進めます。

4 作物ごとの取組方針等

農業者の「所得の最大化」を図るため、様々な施策を最大限活用し、需要に応じた主食用米を生産するとともに、米粉用米、飼料用米及び加工用米や、麦、大豆などの生産拡大による水田フル活用の取組を強化します。

また、地域農業再生協議会ごとに、高収益作物の導入等による収益力強化や、畑地化を含む水田の有効利用を含め、産地としての課題と対応方向を明確化した「水田収益力強化ビジョン」の作成を支援するとともに、その実現に向けて、産地交付金を含めた水田活用の直接支払交付金等を最大限活用します。

(1) 主食用米

主食用米については、需要に応じた生産を行うため、国の需要情報から算定した作付目安に基づいた生産を行います。

県産米については、食味ランキング等により東北と肩を並べる品質水準に到達していることが証明され、現状では、供給量を超える需要があります。このため、供給先ごとに期待される品質（食味、外観、価格など）を実現し、需要にきめ細かに対応することで生産を維持します。

(2) 備蓄米

主食用米と同じ機械、施設で取り組める転作作物として水田機能維持の面からも取組を行っていきます。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

収量向上に向けた肥培管理や複数年契約への取組等の産地交付金を活用して支援し、水田の有効利用と農家所得の最大化を図るとともに、需要を満たす生産量を確保します。

また、地産地消や運賃コストの削減等の観点から、地域内の実需者への供給を優先しつつ、全農を中心とした全国スキームの活用についても検討を行います。

イ 米粉用米

地場企業からの堅調な需要があり、収量向上に向けた肥培管理や複数年契約への取組等に対して産地交付金を活用して支援し、安定供給を図ります。

ウ 新市場開拓用米

成長するアジア諸国等の市場に対応した産地育成により、稲作農家の経営基盤強化につなげます。

エ WCS用稲

全国1位の作付面積となっており、需要に応じた適正な作付けを推進します。

また、適正流通を確保するため、原則として専用品種に限定した作付けとします。

オ 加工用米

複数年契約（3年間）の取組への助成を行うとともに、焼酎原料米や菓子等ニーズに応じた加工適性や収量性の高い品種を推進し、作付拡大を図りながら、安定的な生産・供給体制を確立します。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については、認定農業者など地域の担い手への集積を推進し、生産性の向上を図ります。また、需要に応じた生産を確保するとともに、低コスト安定生産により儲かる産地づくりを進めます。

飼料作物については、飼料用トウモロコシ及びイタリアンライグラス等の水田裏作物や、放牧等を中心に、耕種側と畜産側が協力できる仕組みづくりを支援し、耕畜連携による飼料の効率的かつ高品質な生産・利用を進めます。

(5) そば、なたね

排水対策を徹底し、産地交付金の追加配分で支援を行いながら、生産性向上の取組を進めます。

(6) 高収益作物

農業者の所得の最大化に向け、産地交付金を有効に活用しながら、特色ある産地づくりを進めます。

5 作物ごとの作付予定面積等

作物	前年度作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	令和4年度の作付目標面積 (ha)	令和5年度の作付目標面積 (ha)
主食用米	32,078	32,862	32,688	32,730
	155,230	168,427	167,607	167,805
備蓄米	22	24	24	24
飼料用米	1,131	1,186	1,224	1,258
米粉用米	221	234	242	251
新市場開拓用米	17	24	27	28
WCS用稲	7,833	7,826	7,867	7,918
加工用米	745	780	717	726
麦	6,764	6,881	6,946	7,001
大豆	2,103	2,162	2,197	2,230
飼料作物	6,401	6,438	6,515	6,561
・子実用とうもろこし				
そば	339	347	356	364
なたね	28	29	29	29
高収益作物	5,468	5,573	5,629	5,707
・野菜	4,485	4,581	4,622	4,720
・花き・花木	262	269	274	278
・果樹	328	331	333	337
・その他の高収益作物	372	372	377	380
その他	196	185	192	198
—	—	—	—	—
畑地化	4	24	33	55

※主食用米の目標面積については、令和2年7月豪雨により被災した農地の復旧等を考慮して設定

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	用途名	目標		前年度（実績） 【令和2年度】	目標値 【令和5年度】
1	飼料用米 米粉用米	飼料用米・米粉用米 複数年契約加算 (基幹)	飼料用米	複数年契約 取組面積 (ha)・数量 (t)	951ha・4,909t	960ha・5,027t
				作付面積 (ha)・数量 (t)	1,135ha・5,822t	1,250ha・6,413t
			米粉用米	複数年契約 取組面積 (ha)・数量 (t)	200ha・1,026t	215ha・1,103t
				作付面積 (ha)・数量 (t)	222ha・1,138t	240ha・1,233t
2	そば、なたね (は種前契約等を締結したもの)	そば・なたね 作付助成 (基幹)	取組面積 (ha)		167ha	200ha
3	新市場開拓用米	新市場開拓用米 取組拡大助成 (基幹)	取組面積 (ha) (新市場開拓用米)		16ha	35ha
4	麦、大豆	担い手加算 (基幹・二毛作)	麦	作付面積 (ha)	6,757ha	6,780ha
				担い手への 集積率 (%)	86.1%	92.5%
			大豆	作付面積 (ha)	2,082ha	2,100ha
				担い手への 集積率 (%)	98.1%	98.3%
5	飼料用米 米粉用米	生産性向上加算 (基幹・二毛作)	飼料用米	取組面積 (ha)	214ha	260ha
				収量 (kg/10a)	525.1kg/10a	590kg/10a
			米粉用米	取組面積 (ha)	93.1ha	140ha
				収量 (kg/10a)	499.7kg/10a	580kg/10a
6	加工用米	安定供給助成 (基幹・二毛作)	作付面積 (ha)		748ha	800ha
			取組面積 (ha) (加工用米複数年契約)		673ha	700ha
7	麦、大豆、 飼料作物、 そば、なたね	水田高度利用加算 (二毛作)	取組面積 (ha)		6,231	6,320ha
			水田利用率 (%)		114.6	115.5

- ※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
 ※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

- ※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。
 ※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

産地交付金の活用方法の明細

1. 都道府県名

熊本県

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
熊本県 (①)	554,838,000	554,838,000	539,235,000
地域農業再生協議会合計 (②)	3,084,951,000	3,084,951,000	3,079,426,532
熊本地域農業再生協議会	174,245,000	174,245,000	174,244,940
城南・富合地域農業再生協議会	164,622,000	164,622,000	164,616,600
植木町地域農業再生協議会	52,290,000	52,290,000	52,263,850
宇土市農業再生協議会	33,119,000	33,119,000	33,064,350
宇城市農業再生協議会	94,378,000	94,378,000	94,378,000
美里町農業再生協議会	11,603,000	11,603,000	11,575,640
荒尾市地域農業再生協議会	12,649,000	12,649,000	12,618,800
玉名市地域農業再生協議会	228,073,000	228,073,000	228,073,000
玉東町地域農業再生協議会	9,673,000	9,673,000	9,670,980
和水町地域農業再生協議会	14,374,000	14,374,000	14,372,110
南関町農業再生協議会	7,619,000	7,619,000	7,619,000
長洲町農業再生協議会	43,270,000	43,270,000	43,262,500
山鹿市農業再生協議会	191,938,000	191,938,000	191,912,500
菊池市農業再生協議会	260,812,000	260,812,000	260,094,700
合志市農業再生協議会	83,296,000	83,296,000	83,295,700
大津町農業再生協議会	120,990,000	120,990,000	120,827,500
菊陽町農業再生協議会	59,479,000	59,479,000	59,472,270
阿蘇市地域農業再生協議会	272,773,000	272,773,000	272,771,200
小国郷地域農業再生協議会	12,569,000	12,569,000	12,487,000
産山地域農業再生協議会	2,972,000	2,972,000	2,968,800
高森町地域農業再生協議会	3,977,000	3,977,000	3,952,400
南阿蘇村地域農業再生協議会	60,907,000	60,907,000	60,906,000
西原村地域農業再生協議会	8,506,000	8,506,000	8,482,000

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
御船町農業再生協議会	25,840,000	25,840,000	25,840,000
嘉島町地域農業再生協議会	143,661,000	143,661,000	143,456,000
益城町地域農業再生協議会	46,848,000	46,848,000	46,837,500
甲佐町地域農業再生協議会	52,549,000	52,549,000	52,509,300
山都地域農業再生協議会	21,186,000	21,186,000	20,448,000
八代市農業再生協議会	199,878,000	199,878,000	197,347,132
氷川町農業再生協議会	107,997,000	107,997,000	107,972,800
水俣芦北地域農業再生協議会	8,386,000	8,386,000	8,384,000
人吉市農業再生協議会	24,955,000	24,955,000	24,552,000
錦町農業再生協議会	93,338,000	93,338,000	93,338,000
あさぎり町農業再生協議会	225,912,000	225,912,000	225,706,000
多良木町農業再生協議会	66,022,000	66,022,000	65,930,420
湯前町農業再生協議会	22,570,000	22,570,000	22,535,000
水上村農業再生協議会	3,697,000	3,697,000	3,696,500
相良村農業再生協議会	25,666,000	25,666,000	25,665,490
山江村農業再生協議会	2,579,000	2,579,000	2,579,000
球磨村農業再生協議会	1,065,000	1,065,000	1,059,100
天草市農業再生協議会	76,259,000	76,259,000	76,259,000
上天草市地域農業再生協議会	7,515,000	7,515,000	7,490,500
苓北町農業再生協議会	4,894,000	4,894,000	4,890,950
合計 (①+②)	3,639,789,000	3,639,789,000	3,618,661,532

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

(参考)国からの配分枠

	配分枠 (A+B)	
	当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分枠	3,639,789,000	3,639,789,000

3. 活用方法

配分枠

554,838,000

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3												合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)		
				戦略作物						新市場 開拓用米	そば	なたね	高収益作物					その他	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲				加工用米	野菜	花き・花木				果樹
1	飼料用米・米粉用米複数年契約加算(基幹)	1	12,000															0	0
2	そば、なたね作付助成(基幹)	1	20,000															0	0
3	新市場開拓用米取組拡大助成(基幹)	1	20,000															0	0
4	担い手加算(基幹)	1	3,000	72,000	200,000													272,000	81,600,000
4	担い手加算(二毛作)	2	3,000	550,000	10,300													560,300	168,090,000
5	生産性向上加算(基幹)	1	5,000				20,000	22,000										42,000	21,000,000
5	生産性向上加算(二毛作)	2	5,000				0	0										0	0
6	安定供給助成(基幹)	1	10,000						55,000									55,000	55,000,000
6	安定供給助成(二毛作)	2	10,000						14,000									14,000	14,000,000
7	水田高度利用加算(二毛作)	2	3,000	58,000	150	580,000					25,000	2,000						665,150	199,545,000
合計(基幹)※4			実面積	72,000	200,000		20,000	22,000		55,000								369,000	※6
合計(二毛作)※4			実面積	608,000	10,450	580,000	0	0		14,000		25,000	2,000					1,239,450	539,235,000

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

・整理番号1～3

追加配分のうち「地域の取組に応じた配分」は県設定として運用し、交付単価は当初単価とする。

・整理番号4～7

4つの用途の所要額合計が県設定の所要額(整理番号1～3を除く)以内になるよう、整理番号4, 5, 7を上限単価内で概ね一律に増額調整する。

・「留保解除」、「転換作物拡大加算」、「高収益作物等拡大加算」については、原則、全額を地域に配分する。

注 転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算の配分額の調整を行う場合等についても必要に応じて記載してください。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

・整理番号1～3

3つの用途の所要額が「地域の取組に応じた配分」を超過した場合、整理番号1～3の単価を一律に減額調整する。

・整理番号4～7

4つの用途の所要額合計が県設定の所要額(整理番号1～3を除く)を超過した場合、整理番号6の交付単価を維持し、整理番号4, 5, 7で一律に減額調整を行う。

6. 高収益作物について

該当なし

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	熊本県			整理番号	1		
使途名	飼料用米・米粉用米複数年契約加算(基幹)						
対象作物	飼料用米、米粉用米						
単 価	12,000円/10a						
課 題	飼料用米及び米粉用米について、飼料工場、畜産農家等の需要者から、「安定的に供給して欲しい」という声があることから、飼料用米等が安定的に供給されるよう産地を誘導するため、複数年契約となるように推進していく必要がある。また、飼料用米については、生産コストの削減を図るため、併せて生産性向上の取組を行うことが重要である。						
目 標	飼料用米	複数年契約取組 面積・数量	目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			実績	600ha・3,078t	960ha・4,925t	960ha・5,027t	960ha・5,027t
	米粉用米	複数年契約取組 面積・数量	目標	1,200ha・6,150t	1,200ha・6,150t	1,220ha・6,259t	1,250ha・6,413t
			実績	1,135ha・5,822.6t	—	—	—
	米粉用米	複数年契約取組 面積・数量	目標	160ha・821t	205ha・1,051t	210ha・1,077t	215ha・1,103t
			実績	200ha・1,026t	—	—	—
米粉用米	複数年契約取組 面積・数量	目標	225ha・1,154t	230ha・1,180t	235ha・1,206t	240ha・1,233t	
		実績	222ha・1,138.9t	—	—	—	
内 容	需要者との複数年契約(3年以上)に基づき、飼料用米・米粉用米を作付けする取組を支援する。						
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売目的で、飼料用米及び米粉用米の複数年契約を締結した販売農家、集落営農とする。 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める助成対象水田。 <p>○その他要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 需要者側(需要者又は実需者団体)へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約(令和3年産から新たに結んだ令和5年産までの3年分を含むもの)に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農(複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。)による取組であること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 生産者側(生産者又は生産者団体のいずれか)と需要者側(需要者又は需要者団体のいずれか)の契約であること。 ② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 ③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。 2 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。 3 飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙1の取組のうち1つ以上に取り組むこと。 4 飼料用米を自らの畜産経営に供する目的で生産する者又は、米粉用米を自家加工品(販売目的)の製造原料に供する目的で生産する者が行う取組についても、3年以上確実に取り組む場合には支援対象とする。 						
取組の 確認方法	<p>○以下の書類及び現地確認により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書及び営農計画書 ・新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画及びその添付書類(新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等) ・販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類 ・飼料用米については、別紙1の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類 ・自家利用の場合は、新規需要米自家加工販売計画書 						
成果等の 確認方法	<p>○令和4年(2022年)2月末日までに、以下の書類等により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組面積:支払対象面積 ・作付面積・数量:新規需要米認定結果報告書又は生産製造連携事業計画に係る認定通知書 						
備考	追加配分のうち地域の取組に応じた配分を活用。						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

(別紙1)

生産性向上のための取組

取組内容	具体的要件	確認方法 (取組に応じて協議会が提出を指示)	備考
多収品種の導入	「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」別紙1の第4の3に規定される多収品種及び特認品種(タチアオバ・越のかおり)を作付けること	・多収品種の種もみ又は苗の予約票、購入伝票等の写し(前年度に自家種子確保の取組計画を行い、自家種子を利用する場合は、導入時の購入伝票等の写し)	
不耕起田植技術	播種作業の際に、ほ場を耕うんせずに播種すること	・作業日誌(取組内容が分かるもの)	
排水対策 (明暗渠排水の整備、心土破碎、溝切り)	明渠: 額縁明渠または排水溝施行暗渠: 弾丸暗渠 心土破碎: サブソイラーによる作業 溝切り: 溝切り機による水田の溝切り作業	・作業日誌(取組内容、作業日が分かるもの)	
育苗・移植作業の省力化 (直播栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培、疎植栽培)	直播栽培: 育苗を行わず、直接播種すること 乳苗: 乾籾200g/箱(目安) 播種し約12日間育苗すること プール育苗: 播種後または出芽終了した育苗箱を5cm程度に湛水したプールに並べ、管理すること 密苗栽培: 乾籾240g/箱以上で栽培 疎植栽培: 50本/坪(15株/m ²)以下目安	・作業日誌(取組内容、播種日、移植日が分かるもの)	
土づくり (堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用)	堆肥: 1t/10a以上 ケイ酸質資材: 地域協議会等が定める施用量	・作業日誌(堆肥等の散布日、散布量が分かるもの)	
肥料の低コスト化、省力化 (土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、側条施肥、育苗箱全量施肥)	流し込み施肥: 液体肥料、個体肥料を溶かした肥料養液を灌漑水と流し込み、または固形肥料を水口に設置し、徐々に溶かして灌漑水と流し込むこと 側条施肥: アタッチメント等を使用して田植えと同時に施肥すること 育苗箱全量施肥: 播種時に育苗箱施肥専用肥料を用いて生育に必要な窒素全量を育苗箱内に施肥して移植する方法	・土壌分析・生育診断の結果がわかるもの ・作業日誌(肥料の名称、散布日、散布量が分かるもの)	
農業の低コスト化、省力化 (種子の温湯消毒、農薬の育苗播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同防除)	種子の温湯消毒: ぬるま湯で籾が吸水しない程度に予熱したのち、60℃で10分間温湯に浸し、処理後は直ちに冷水で冷却すること 育苗播種同時処理: 育苗箱への播種時に農薬処理を行うこと 田植同時処理: アタッチメント等を使用して田植えと同時に農薬を散布すること	・作業日誌(農薬の名称、施用日、散布量がわかるもの) ・作業日誌(防除方法、防除日が分かるもの)	
立毛乾燥	出穂後50日以上ほ場で乾燥させること	・作業日誌(出穂日、刈取り日が分かるもの)	
担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体	・左記の担い手であることが分かる証明書等の写し	
集積・団地化	2ha以上(中山間地域においては1.2ha以上)団地化すること 詳細は別紙2参照	・団地化計画図面(地番が記載してあるほ場位置図で、作付けほ場に色付けしてあるもの)	
施設・機械の共同利用	施設: JA等が運営する共同乾燥施設を利用すること 機械: 主要4作業のうち、1作業以上を機械の共同利用すること	・荷受伝票、出来高一覧表等(共同利用施設を利用したことが分かるもの)の写し ・機械共同利用の日誌及び作業日誌(作業内容が分かるもの)の写し	主要4作業 ①耕起・整地、②播種・移植、③栽培管理、④収穫
収穫・流通体制の改善 (フレコン・バラ出荷、オペレーターやコントラクター組織等へ収穫作業を委託すること)	流通改善: フレコン・バラによる出荷を行うこと 収穫改善: オペレーターやコントラクター組織等へ収穫作業を委託すること	・荷受伝票等(出荷形態がわかるもの)の写し ・作業委託の依頼書等の写し	
地域内流通	当該年度の飼料用米または米粉用米が生産ほ場と同じ市町村内の需要者への出荷されること	・契約書等(出荷先が同じ市町村内であることが分かるもの)の写し	

(別紙2)

○団地化の具体的な要件

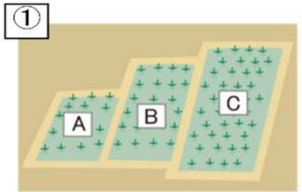
- 1 2ha以上の連担団地を構成していること。ただし、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4に定める地域については、1.2ha以上の連担団地とする。
- 2 連担の要件として、2筆以上の農地がまとまりを構成しており、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、以下のいずれかに該当すること。ただし、1筆であっても、面積要件を満たす農地は対象とする。
 - ①2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの
 - ②2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの
 - ③2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの
 - ④段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの
 - ⑤2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
 - ⑥その他、地域農業再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認められるもの。

※1 中山間地域とは

- 中山間地域等直接支払交付金実施要領第4に定める地域(山村振興法等5法指定地域に、県が認めた特認地域を加えた地域)。
 ※一部が中山間地域に位置する地域協議会では、属地により要件確認。
 ※連単団地が平地・中山間地域にまたがった場合、過半を占める方により要件確認。


※2 団地化加算の連担団地の要件

- 2筆以上の農地がまとまりを構成しており、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、以下のいずれかに該当すること。



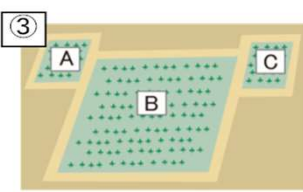
①

2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの



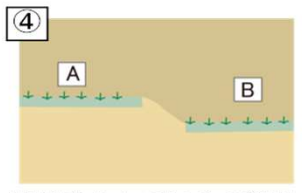
②

2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの




③

2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの



④

段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの

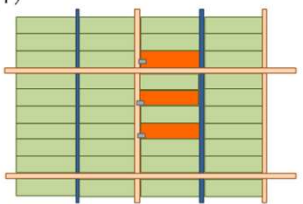


⑤

2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

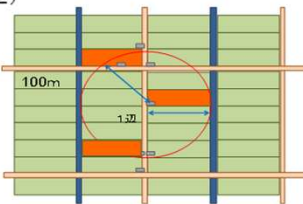
⑥ その他、一連の農作業を継続するのに適当と認めるもの

(例1)



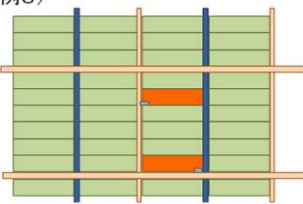
同じ進入路に面した2筆の農地の間に1筆の農地が存在しているもの

(例2)



2筆の農地の進入路の間の距離が、どちらかの農地の一边の長さ以下、もしくはおおむね100m(標準ほ場の一边)以下のもの

(例3)



農道及び用排水路により囲まれた区域内に存在する2筆以上の農地

農地

進入路

交付対象となる農地

農道等

用排水路

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	熊本県			整理番号	2	
使途名	そば、なたね作付助成(基幹)					
対象作物	そば・なたね(は種前契約等を締結したもの)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	農業者所得の最大化に向け、特色ある産地づくりを推進することが重要である。そば・なたねについては、排水対策を徹底し、生産性向上の取組を行うことが課題となっている。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積(ha) (そば・なたね)	目標	—	170	180	200
		実績	167	—	—	—
内 容	そば・なたねの作付を支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売・自家加工販売の目的で、そば・なたねのは種前契約等を締結し、生産した販売農家、集落営農とする。 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める助成対象水田。 <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そば・なたねのは種前契約等を締結して、生産したほ場を助成の対象とする。 ①そば・なたねのは種前契約等を締結又は自家加工販売計画書を作成して、作付していること。 ②本年6月末までに、交付申請書・営農計画書・は種前契約書の写し・自家加工販売計画書等を提出していること(収穫・出荷販売が完了している春そば・なたねは出荷販売契約書の写し・販売伝票等の写し・自家加工販売実績報告書等を提出) ③生産性向上の取組として、排水対策を実施すること。 					
取組の 確認方法	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。 <p>○取組要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そば数量払申請者は、数量払申請書及び検査実績により販売確認 ・なたね数量払申請者は、数量払申請書により販売確認 ・数量払を申請しない場合は、販売伝票・自家加工販売実績報告書等により販売確認 					
成果等の 確認方法	令和4年(2022年)2月末日までに追加配分実施面積報告で確認する。					
備考	追加配分のうち地域の取組に応じた配分を活用。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	熊本県			整理番号	3	
用途名	新市場開拓用米取組拡大助成(基幹)					
対象作物	新市場開拓用米					
単 価	20,000円/10a					
課 題	<p>主食用米の需要の減少が続く中、需要に応じた生産は極めて重要。本県では令和元年産、令和2年産と2年連続で主食用米の作柄が不良であり民間流通在庫が積みあがっている状況では無いが、全国的には米の消費量の低下によって令和3年産米では需給が緩むことが懸念されている。</p> <p>他方、将来に向けた取組として、今後大きな需要が見込まれる新たなマーケットを切り拓いていくことは極めて重要な課題。</p> <p>このため、主食用米から新市場開拓用米への転換を緊急的に図る必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積(ha) (新市場開拓用米)	目標	20	25	30	35
		実績	16	—	—	—
内 容	需要者と出荷・販売契約を締結し、新市場開拓用米へ転換する取組を支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要者に出荷・販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱の助成対象水田。 <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める新規需要米取組計画の認定を受けること。 					
取組の確認方法	<p>○助成対象者</p> <p>交付申請書及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。</p> <p>○取組要件</p> <p>新規需要米認定結果通知書</p>					
成果等の確認方法	令和4年(2022年)2月末日までに追加配分実施面積報告で確認する。					
備考	追加配分のうち地域の取組に応じた配分を活用。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	熊本県			整理番号	4		
用途名	担い手加算(基幹・二毛作)						
対象作物	麦、大豆						
単 価	3,000円/10a (上限単価4,500円/10a)						
課 題	熊本県内では麦、大豆の作付面積は震災以降、増加傾向にあり水田転作の主要な作物になっている。麦や大豆などの土地利用型作物で収益を上げるには生産性を向上させ、生産コストを低減することが重要だが、担い手への集積率は麦86.1%、大豆98.1%という状況にある。今後、更なる生産性向上を図るため、認定農業者などの地域の担い手へ集積を推進する。						
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	麦	作付面積 (ha)	目標	6,600	6,760	6,770	6,780
			実績	6,757	—	—	—
	担い手への 集積率(%)	目標	92.5	92.5	92.5	92.5	
		実績	86.1	—	—	—	
	大豆	作付面積 (ha)	目標	2,150	2,090	2,100	2,100
			実績	2,082	—	—	—
		担い手への 集積率(%)	目標	95.5	98.1	98.2	98.3
実績			98.1	—	—	—	
内 容	地域の担い手への集積を促進し、大豆及び麦の生産性向上を図るため、担い手の作付を支援する。						
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田活用の直接支払交付金の助成対象の集落営農、認定農業者、認定新規就農者。 <p>○対象農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める助成対象水田。 <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大豆、麦において、通常の肥培管理・出荷販売を行うこと。 						
取組の 確認方法	<p>○各地域協議会において、以下の書類により確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書、交付申請書 ・出荷・販売伝票(作物名、日付、出荷・販売先が分かるもの) ・作業日誌(作物名、作付、肥培管理、収穫が分かるもの) 						
成果等の 確認方法	生産年の翌年3月末までに各地域協議会からの実績報告から作付面積、集積率を確認する。						
備 考	同一圃場において、基幹作と二毛作どちらとも「担い手加算」に該当する場合でも、基幹作と二毛作の両方をそれぞれ助成対象にする。						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	熊本県			整理番号	5		
使途名	生産性向上加算(基幹・二毛作)						
対象作物	飼料用米・米粉用米						
単 価	5,000円/10a (上限単価7,500円/10a)						
課 題	<p>熊本県内では、飼料用米及び米粉用米において多収品種が7割以上導入されているが、品種に応じた適切な施肥量の難しさから、収量は主食用米と同程度にある(令和元年産県平均:飼料用米516kg/10a、米粉用米486kg/10a)。</p> <p>そのため、堆肥や肥料の導入を支援し、飼料用米及び米粉用米の収量向上の取組を推進することで、作付の拡大・定着を図る。</p>						
目 標	飼料用米	取組面積(ha)	目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			実績	150	220	240	260
		収量(kg/10a)	目標	214.3		—	—
			実績	590	560	580	590
	米粉用米	取組面積(ha)	目標	590	560	580	590
			実績	525.1	—	—	—
		収量(kg/10a)	目標	200	100	120	140
			実績	93.1	—	—	—
		目標	590	560	580	580	
		実績	499.7	—	—	—	
内 容	飼料用米及び米粉用米の作付拡大・定着を図るため、収量向上に資する取組を支援する。						
具体的要件	<p>○助成対象者 ・水田活用の直接支払交付金の助成対象の農業者または集落営農。</p> <p>○対象農地 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める助成対象水田。</p> <p>○栽培方法 以下の2つの取組を実施 ア 堆肥の施用 収量向上を目指すため、毎年堆肥を1t/10a以上施用すること。</p> <p>イ 肥料の増肥 多収品種等の能力を活かすため、通常の主食用米の栽培より肥料を増加すること。 (窒素分量は以下のとおり) ・国要領25品種 及び 県認定2品種(タチアオバ、越のかおり):窒素分量12kg/10a以上 ・その他品種:窒素分量10kg/10a以上</p>						
取組の確認方法	<p>○各地域協議会において、以下の書類により確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書、交付申請書 ・出荷・販売伝票(作物名、日付、出荷・販売先が分かるもの) ・作業日誌(作物名、作付、肥培管理、収穫が分かるもの) ・新規需要米認定結果通知書 ・栽培方法の要件確認 <ul style="list-style-type: none"> ア「堆肥の施用」堆肥の施用を確認できる写真や書類(作業日誌、堆肥散布の請求書等) イ「肥料の増肥」肥料施肥量を確認できる書類(作業日誌、肥料の購入伝票等) 						
成果等の確認方法	<p>生産年の翌年3月末までに以下の方法で確認する。</p> <p>取組面積:各地域協議会の実績報告の交付対象面積で確認する。</p> <p>収量:戦略作物助成の数量支払の実績報告から県平均収量を確認する。</p>						
備考							

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	熊本県			整理番号	6	
使途名	安定供給助成(基幹・二毛作)					
対象作物	加工用米					
単 価	10,000円/10a					
課 題	加工用米は、県内外から焼酎原料用米や菓子等に対して需要があるが、安定的な生産・供給体制を確立することが課題となっている。加工用米のニーズに応じた加工適性や収量性の高い品種を安定的に供給するため、複数年契約の取組を推進する必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(ha)	目標	780	780	790	800
		実績	748	—	—	—
	取組面積(ha) (加工用米複数年契約)	目標	624	680	690	700
実績		673.2	—	—	—	
内 容	加工用米の複数年契約の取組を支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売目的で加工用米の複数年契約を締結し生産した農業者または集落営農。 <p>○対象農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める助成対象水田。 <p>○その他要件</p> <p>加工用米の複数年契約(3年間)を締結し、加工用米取組計画に基づき生産したほ場を助成対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①加工用米の複数年契約(3年間)を締結していること。 ②生産者側(又は生産者団体)と需要者側(又は需要者団体)の契約であること。 ③販売契約書に各年産の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む。)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 ④6月末までに交付申請書・営農計画書・加工用米取組計画申請書・加工用米複数年契約書の写しを提出していること。 ⑤販売契約書の写しには、生産者団体が契約主体の場合、契約ごとに該当契約に係る生産者名並びに生産者ごとの各年の出荷数量及び作付面積の一覧表、需要者団体が契約主体となっている場合、契約ごとに当該契約に係る需要者名及び需要者ごとの各年の契約数量の一覧表を添付すること。 					
取組の確認方法	<p>○各地域協議会において、以下の書類により確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書、交付申請書 ・出荷・販売伝票(作物名、日付、出荷・販売先が分かるもの) ・作業日誌(作物名、作付、肥培管理、収穫が分かるもの) ・加工用米取組計画認定結果通知書 ・販売契約書 					
成果等の確認方法	生産年の翌年3月末までに各地域協議会からの実績報告から取組面積を確認する。					
備考	<p>複数年契約を途中で打ち切った場合、原則として、助成対象にはならないものとし、当該複数年契約に係る前年度及び前々年度の産地交付金の返還を求めるものとする。ただし、以下の場合は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①農地の利用集積や相続等により経営権が移転し、経営を引き継いだ経営者が契約のとおり出荷を引き継いだ場合 ②病気等によりやむを得ない場合 					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	熊本県				整理番号	7
用途名	水田高度利用加算(二毛作)					
対象作物	麦、大豆、飼料作物、そば、なたね					
単 価	3,000円/10a (上限単価4,500円/10a)					
課 題	農業所得を確保するためには、水田の利用率を高めることが重要であるが、本県における令和2年度の水田本地面積の作付け延べ面積は73,200ha(水田利用率114.6%)であり、近年減少傾向にある。そのため、国産の需要がある麦・大豆・そば・なたねや畜産農家からの需要がある飼料作物の二毛作を推進し、水田の利用率を高め、農業所得の向上を図る必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積(ha)	目標	6,280	6,250	6,300	6,320
		実績	6,231.1	—	—	—
	水田利用率(%)	目標	115.4	115.5	115.5	115.5
実績		114.6	—	—	—	
内 容	交付対象水田に二毛作として作付された対象作物の面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田活用の直接支払交付金の助成対象者。 <p>○対象農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める助成対象水田。 <p>○取組要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作付体系は、①主食用米と対象作物、②新規需要米と対象作物、③対象作物同士とする。 ・対象作物について、通常の肥培管理・出荷販売を行うこと。 ・対象作物について、生産性向上の取組として、排水対策を実施すること。 					
取組の確認方法	<p>○各地域協議会において、以下の書類等により確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書、交付申請書 ・作業日誌(作物名、収穫日が分かるもの) ・出荷・販売伝票(作物名、日付、出荷、販売先が分かるもの) 					
成果等の確認方法	生産年の翌年3月末までに各地域協議会からの実績報告から取組面積を確認する。					
備考	麦・大豆については、整理番号4との重複不可					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

熊本県農業再生協議会令和3年度総会・幹事会名簿

令和3年6月1日現在

【総会・役員】

団 体 名	役 職 名	氏 名	備 考
熊本県農業協同組合中央会	代表理事会長	宮本 隆幸	会長
熊本県経済農業協同組合連合会	代表理事会長	丁 道夫	副会長
熊本県農林水産部	生産経営局長	下田 安幸	副会長
熊本県主食集荷協同組合	理事長	赤星 和彦	監事
一般社団法人熊本県農業会議	会 長	岩村 久雄	監事
熊本県市長会	会 長	佐藤 義興	
熊本県町村会	会 長	荒木 泰臣	
熊本県農業共済組合	組合長理事	池田 裕之	

【幹事会】

団 体 名	役 職 名	氏 名	備 考
熊本県農業協同組合中央会・連合会	農政・営農支援センター所長	藤川 修朗	幹事長
熊本県経済農業協同組合連合会	農産部長	中野 敬悟	
熊本県農林水産部	農産園芸課長	楮本 亮治	
熊本県主食集荷協同組合	参 事	村上 雅弘	
熊本県農業共済組合	参 事	本田 博明	
一般社団法人熊本県農業会議	事務局長	下舞 睦哉	
熊本県市長会	事務局長	古閑 茂雄	
熊本県町村会	事務局長	宮川 章二	